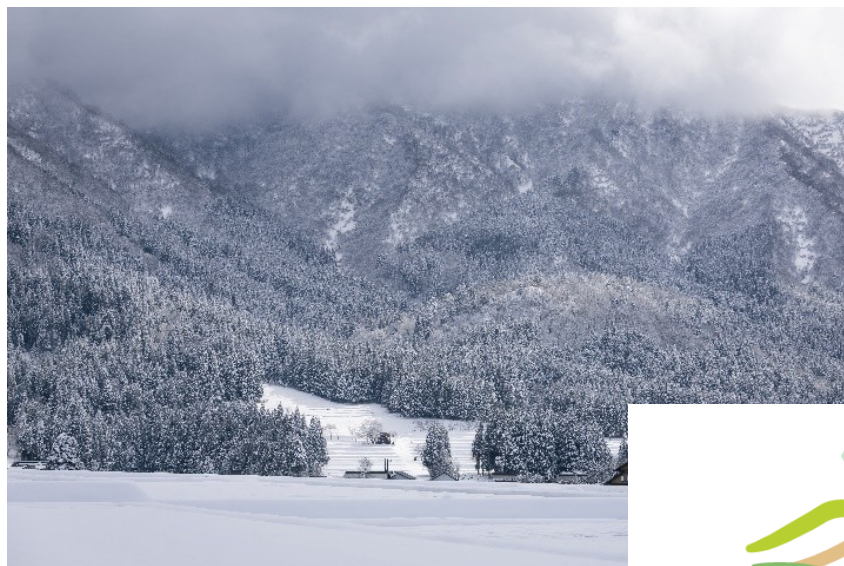


「新潟県観光振興財源あり方検討会」について



大地と雪の恩恵
本当の豊かさは、新潟にある。



観光振興財源のあり方検討に至った背景

- 「新潟県観光立県推進行動計画※」（令和7年3月改定）において、観光振興に係る財源のあり方について、3年を目途に一定の方向性を整理することを明記。

※県の観光振興施策を総合的かつ計画的に実施するため、「新潟県観光立県推進条例」に基づき策定

IV 観光振興に係る財源

観光が継続的に地域経済の活性化に寄与するためには、そこに住まう住民の観光に対する理解促進はもちろんのこと、地域に人や投資を呼び込む仕組みづくり、観光資源の保全、次代の観光産業を担う人材の育成などに継続して取り組むことが重要です。

こうした様々な観光振興の施策に取り組むためには、それらの財源の確保が不可欠であり、その対応策の一つとして一部の自治体では法定外目的税などを導入する動きもあり、県内においても検討がなされている自治体があります。

また、県内関係団体からは、交流人口を拡大させるため、観光に特化した財源が必要であるとの認識の下、県に対して持続的な観光地域づくりを念頭においた、宿泊税導入の調査・研究を要望する旨のご意見もあるところです。

一方で、観光の財源については、まず地域で生じている課題が何なのかを明確にする必要があります。その後課題への対応を検討する過程では、誰が実施主体となって対応すべき課題なのか、その課題解決にかかる費用がどの程度の規模で、誰が負担すべきものなのかという点も重要な論点です。

こうした課題、論点を整理した上で、観光財源確保の方向性に係る関係団体の合意形成の下、観光財源としてふさわしい手段について丁寧かつ慎重に議論を進める必要があります。仮に目的税が適当であるとなった場合には、徴収者となりうる事業者と納税者双方の納得、理解を得ながら、その仕組みを検討する必要があります。

以上のことから、引き続き県民の観光振興への理解促進に取り組むとともに、観光財源のあり方について、今後速やかに検討を進め、3年を目途に一定の方向性を整理します。

観光振興財源あり方検討の流れ

- 令和7年度は市町村ヒアリングや事業者を対象としたアンケート等を実施。
- 2年目となる令和8年度は、本検討会を設置し、観光振興財源のあり方の方向性を整理。

＜観光財源の検討の流れ＞

検討スケジュール(目安)

1 観光振興における課題の明確化

- ・観光関係者の声(観光特化財源を必要とする課題)の把握
- ・地域住民の声(景観整備やオーバーツーリズム等)の把握

2 課題解決に向けた対応方法

- ・対応策の実施主体、関係者の整理
- ・役割分担の整理
- ・課題解決の実施方法
- ・課題解決への負担規模の整理

3 観光財源のあり方の検討

- ・検討体制
- ・財源としてふさわしい手段の検討
(負担金、寄付金、ふるさと納税、目的税等)

4 目的税とした場合の検討

- ・目的税の仕組みと種類(目的、使途の明確化、制度設計等)
- ・財源導入に向けた事業者の意識把握
- ・納税者(旅行者)と徴収者の理解促進

令和7年度から
把握・整理

関係団体の
合意形成

3年目途

方向性を整理

本検討会ではここまで議論

仕組み整理
各種手続
合意形成等

1年前後

観光振興財源あり方検討会の設置

新潟県観光振興財源あり方検討会設置要綱

（目的）

第1条 新潟県観光立県推進行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、観光振興財源に係るあり方を検討するため、「新潟県観光振興財源あり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の内容について検討する。

- （1）観光振興における課題に関すること
- （2）観光振興に係る財源のあり方に関すること
- （3）その他必要な事項に関する事

（組織）

第3条 委員は、別表1に掲げる委員により構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任又は延長を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（座長）

第5条 この検討会に座長を置く。
2 座長は、委員の互選により選出する。
3 座長は、検討会を代表し会務を総理する。

（会議）

第6条 検討会の開催は、新潟県観光文化スポーツ部長が招集する。
2 検討会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第7条 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
（1）新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条に規定する

非公開情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合

- （2）検討会を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生じたと認められ、座長又は新潟県観光文化スポーツ部観光企画課が会議等の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 傍聴方法については、別に定める。

（事務局）

第8条 検討会の事務局は、新潟県観光文化スポーツ部観光企画課に置く。

附則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別紙

新潟県観光振興財源あり方検討会委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	所属等
小黒 一正	法政大学経済学部 教授
河村 多克	新潟シティホテル連絡協議会 会長
後藤 正喜	一般社団法人日本旅行業協会新潟県支部 県支部長
白井 健一	公益社団法人新潟県観光協会 常務理事
高橋 克郎	新潟経済同友会 幹事
波瀲 郁代	西武文理大学サービス経営学部 教授 株式会社JTB総合研究所 客員研究員
平林 知高	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 ストラテジックインパクト パートナー
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部 教授
柳 一成	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長

観光振興財源あり方検討会のスケジュール

- 令和８年度に３回程度開催し、観光振興財源のあり方・方向性を取りまとめ、県へ報告書を提出。

回	開催時期	内容（予定）
第１回 （今回）	令和８年９月１日	・ 観光振興財源あり方検討会について ・ 本県観光の現状について ・ 本県観光の課題と対応について
第２回	令和８年１１月頃	・ 新たな財源を必要とする財政需要について ・ 財政需要を踏まえた財源確保策について ・ 新たな財源に関する留意点について
第３回	令和９年２月頃	・ 観光振興財源のあり方・方向性の取りまとめについて（県への報告書案）

本検討会で報告書を取りまとめ、県へ提出（令和９年２月頃）

（以下、参考）

報告書を踏まえ、県が新たな観光振興財源の仕組み等を検討（令和９年度以降）

【参考】主な他県の検討会等の進め方

					共通する項目
	北海道	福岡県	宮城県	長野県	大分県
会議名	北海道観光審議会 観光振興に係る新たな財源確保に向けた検討部会	福岡県観光振興財源検討会議	宮城県観光振興財源検討会議	長野県観光振興審議会 長野県観光振興財源検討部会	大分県観光振興財源検討会議
開催時期	平成29年8月～平成30年2月（全4回）	平成30年7月～11月（全4回）	平成30年10月～令和2年1月（全9回）	令和5年10月～令和6年3月（全5回）	令和7年5月～令和8年3月（全5回）
第1回	(1)北海道観光の現状と課題について ①北海道観光の現状 （入込、消費額等統計資料） ②北海道観光の課題と施策の方向性 (2)北海道観光に必要な施策・使途について ①他自治体における観光振興に係る財源確保	(1)福岡県観光の現状・課題 ①福岡県観光振興指針について ②福岡県観光の現状と課題 ・入国外国人数の状況・延べ宿泊者数の状況 ・観光消費額の状況・観光客のニーズ ・観光客の受入施設等の意見 ・更なる観光客増加に向けた県内の動向 ・国際会議の開催状況 ③現在の取組みと財政状況 (2)福岡県の観光振興に向けた施策の方向性 ・観光指針に基づく現状の取組み ・本県の財政状況	(1)宮城県の観光の現状について ・各種統計資料等 (2)宮城県の観光振興に向けた施策の方向性 ・これまでの取組み ・第4期みやぎ観光戦略プラン ・5年後に目指す本県観光の姿 ・宮城県の観光関連予算 ・復興基金及び東北観光復興対策交付金 (3)宮城県の財政状況	(1)長野県観光の現状・課題 ・各種統計資料等 (2)長野県の観光振興施策の方向性 ①これまでの観光振興の取組 ②しあわせ信州創造プラン3.0について ③R5長野県観光振興アクションプランについて ④R5の主な取組について (3)観光振興財源確保の必要性 (1)(2)を踏まえた財源確保の必要性	(1)大分県の観光の現状について ・各種統計資料等 (2)大分県の観光施策の方向性について ・日本一のおんせん県おいたのツーリズム戦略 （2025～2027） ・観光関連事業者との意見交換会等での意見 ・新たに必要となる観光振興施策について
第2回	(1)必要な施策・使途の決定と施策に要する 事業イメージ・規模について ①施策の展開について ②施策を実行するための事業例・イメージ (2)予算確保の手法について ①地方自治法で定められている収入確保策と 他自治体事例について ②財源確保策のあり方について	(1)福岡県の観光振興に必要な施策 ①他地域における観光振興施策の事例 ②福岡県の観光振興に必要な施策 (2)観光振興財源確保策の比較検討 ①地方自治体の収入の種類 ②地方自治体の自主財源 ③他の地方自治体における自主財源確保事例	・事業関係者からの意見聴取について →7団体（市町村、観光・経済団体）	(1)本県が目指す観光振興財源の方向性 ・財源確保の前提となる基本的な考え方 ・考えられる施策（たたき台） (2)財源確保策の比較検討 ・地方自治体における自主財源の種別 ・自主財源確保策の取組事例	(1)観光振興の財政需要について ・観光振興施策の現状、新たな財政需要 (2)観光振興のための財源について ・負担を求めるにあたっての考え方 ・他自治体での観光振興財源導入事例 ・課税の客体・財源種別の検討 (3)宿泊事業者との意見交換会結果について
第3回	(1)予算確保方法と制度設計の議論 (2)中間取りまとめ （パブコメ・地域意見交換会の実施）	(1)福岡県の観光振興に必要な施策について ①観光振興財源導入による競争力への影響 ②福岡県の観光振興に必要な施策 （県・市町村の役割分担等） (2)観光振興財源確保策のあり方について ・観光振興財源確保策の比較検討 ・宿泊税の制度設計	・事業関係者からの意見聴取について →8団体（観光関係団体、宿泊・交通事業者）	(1)観光財源を活用して今後取り組む必要のある 観光施策例及び財政規模 (2)観光動向への影響 (3)税の制度設計（宿泊税）	(1)新しいおいたの共創会議における市町村意見 ①観光振興を進める上での課題 ②特定財源確保についての考え方 ③仮に宿泊税導入の場合、市町村で導入か 県一括で導入か。又は導入すべきでないか。 (2)宿泊税の制度設計における先行事例、論点整理 ・課税対象、税率、免税点、課税免除
第4回	答申(案)の議論、決定	(1)報告書(案)に対するパブコメ結果 (2)報告書(案)	・関係事業者からの意見聴取について →5事業者（沿岸部等の観光施設・宿泊事業者）	中間とりまとめ（報告書案）	(1)報告事項 ・地域における意見交換について ・宿泊事業者向けアンケートについて ・市町村における財政需要 ・とりまとめ案骨子 (2)宿泊税の税制・運用について 報告書（案）
第5回			(1)観光振興施策に関する意見・課題等 ・関係事業者からの意見聴取の概要 ・観光振興施策に関する委員からの意見 (2)観光振興施策の今後の方向性 ・観光振興の課題への対応策（案） ・観光振興に必要な取組イメージ（案）		
第6回			(1)観光をとりまく現状と財源検討の必要性 (2)観光振興施策の事業規模（案） ・宮城県の観光が目指す姿 ・観光振興策の実施主体毎の役割分担 ・観光振興策の宮城県の役割 等 (3)観光振興財源の比較検討		
第7回			(1)財源確保の在り方に関する関係者からの 意見聴取について (2)財源確保の在り方の検討について ・事業規模（案） ・財源活用イメージ（案）		
第8回			とりまとめ案		
第9回			(1)パブコメ結果 (2)報告書（案）		